

第17回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 1 7 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 開 議
- 日程第 3 議事録署名委員の指名 3 番 加藤親次郎委員 5 番 山田春雄委員
- 日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請承認について
- 日程第 5 協議事項 ① 1 2 月の農業委員会総会の日程について
② 1 月の農業委員会総会の日程について
③ その他
- 日程第 6 諸報告 ① 会長専決
② その他
- 日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 1 5 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

欠席委員（1名）

6番 加山和義君

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

本日は加山委員が欠席ということで報告を受けております。

それでは、第17回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 改めまして、おはようございます。

先日の農産物共進会、市民まつり、皆様のご協力によりまして無事終わらせることができました。ありがとうございました。

また、「じゃがべえ」ですが、昨年よりも多くて970本、皆様にご用意していただきまして、時間はかかってしまったんですけども、完売ということで、終わらせることができました。ありがとうございました。

それから、石川県野々市市の視察がございまして、そちらも、皆さん出席いただきました方にはありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、第17回農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず議事録署名人ですが、3番、加藤親次郎委員、5番、山田春雄委員をお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさ

させていただきます。

本案件の農地法第5条の許可申請は、権利の設定を受ける者の資金により農地以外のものに転用するための申請です。

本案件は、申請地の所有者であるAとB株式会社の間で賃貸借権の設定を行い、賃借人であるB株式会社の自己資金で資材置場兼車両置場に転用するという申請になっております。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、これまで賃貸人が申請地を家族とともに管理していらっしゃいましたが、両親が高齢で農業に従事することが困難になっており、夫婦2人で農作業を頑張っておりますが、現在の規模を維持していくのは難しくなっております。そんな折、土木建築業を主たる業務とするB株式会社が現在使用している新倉五丁目**番**の資材置場を北インター土地区画整理事業の換地による移転のため立ち退くこととなり、代替地を探していたことから、今回賃貸人と賃借人の間で申請地を資材置場兼車両置場に転用して、賃貸借契約により使用するという事で合意に至りました。

続いて、今回の転用の概要について説明いたします。

議案書の図面をご覧ください。

場内は、掘削後、15センチの厚さで砕石を敷き、転圧を行い、出入口付近にかけては、砕石15センチの上にコンクリート舗装を行い、道路面と高さを合わせます。周囲は3メートルの鉄板で囲います。開口部は東側に設け、幅8メートルで高さ2メートルの鉄柵扉を設置します。前面道路との境界については、道路安全課と協議しており、特段の措置は必要ないとのことです。

賃借人のB株式会社なのですが、こちらは土木建築業を主たる業務としており、市内の業者で、公共工事を中心に事業を行っております。今回の申請地には、トラック、乗用車など車両7台、重機のホイールローダー1台、資材としては、再生砕石や再生砂、粒調砕石、保安材、看板類、U型側溝、L型側溝、コンクリートブロックなどの資材を保管する予定とのことです。

続いて、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは他法令との調整は不要であり、計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画の妥当性ですが、今回の申請地の面積は744平米で、現在使用している資材置場が666平米ですので、ほぼ同規模であり、妥当な面積と考えられます。

次に、周辺農地生産条件への影響ですが、隣接する農地は南側の一部にあります。鉄板を設置する予定であり、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、トイレ、水道は設置しない予定であり、こちらも影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの利用を確約しております。

隣地農地所有者及び耕作者についてですが、転用計画について内容を説明の上、何ら異議なく、土地所有者のCさんと土地耕作者のDさんの同意を得ております。また、坂下土地改良区環境保全組合からも、転用計画について内容を説明の上、何ら異議なく同意を得ております。

次に、農地区分になりますが、施行規則第44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている状況ということで、転用可能な第3種農地と判断できます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人の方に来ていただいておりますので、参考人の方に入っていただきたいと思っております。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。BのEさんとAさんの代理人といたしまして、Fさんに来ていただきました。

Fさん、どうもこんにちは。ご苦労さまです。

当委員会では、転用として出た議案に対しまして、参考人の方に来ていただき、説明と質問に答えていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。発言は、指名してからお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人(F) 朝霞のFと申します。よろしく願いいたします。

では、早速ご説明のほうをさせていただきます。

申請地は、A様が家族で耕作をしていましたが、ご両親も高齢になり、農作業が困難になりました。隣接農地にご迷惑がかからないように耕作をしてみましたが、人手不足のため、農地として維持していくことが非常に難しくなりました。また、他にも耕作している土地もあり、今後、農地の管理をどのようにしていくか悩んでおりました。今回、知り合いより、地元で長年土木建築請負業を営んでいるB様が移転により資材置場兼車両置場の敷地を

探していると聞き、面談をいたしました。

事情をお伺いしたところ、現在、賃貸している敷地が北インターの土地区画整理事業地内にあり、和光北インター地区地区計画の中で、地区の環境保全・維持のため資材置場は設置したくないという方針が定められているため、周辺で移転地を探していました。当地は事業所から近く、周囲は、一部農地を除き車両置場、資材置場に利用されており、付近にご迷惑をかけることはないものと思いますので、転用の許可をいただきたく申請をいたしますので、よろしく願いいたします。

それから、転用後の工事は、周囲に高さ3メートルの鋼板で囲いを設け、場内は現状地盤を転圧し、砕石を15センチ敷きます。道路側の入口部分は幅8メートルの奥行き2メートルで舗装し、砕石等の流出をしないように十分注意をいたします。砕石等の置場は、鉄骨の支柱で鋼板の区切りを設けます。許可後は資材置場兼車両置場として利用する予定ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方、お願いいたします。

質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 資材置場と車両置場ということなんですけれども、1日の出入りはどのくらい、何台くらいの出入りが考えられますか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人(F) 出入りの台数なんですけど、ほとんど工事現場のほうへ出てしまいますもので、朝晩の、出入り回数が少しあると思いますが、日常何度も出入りすることはないと思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 資材置場になっているんで、何かいろいろ再生の砕石とか、資材を置くとなっているんですけども、結構工事で必要な資材ということで、出入りがかなり頻繁にあるのかなというふうに考えられるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人(F) 実際、ストック量は、余り量がないと聞いております。大量なものはほとん

ど現場へ納入していただくということですので。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 この隣接している道路なんですけれども、たしか砂利道になっているかと思うんですけれども、出入りがあるところ砂利道なんで、道路が、トラックの出入りがあると、傷めるといいますか、道が随分悪くなるというのが考えられるんですけれども、そのときの道路の補修とかは考えていますでしょうか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人（F） はい。土木業者なもので、碎石等のストックがありますから、ご自分の前の道とか、そういったものは多少の補修はできると思いますが。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 では、道路の補修は、専門で土木業者ということなんで、その辺は市の基準に沿った補修でもし道路が壊れた場合はやっていただければと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人（F） 実際、道路安全課とのお話し合いしたんですが、使うのに支障はないという意見をいただいていますもんで、その凹凸に見合った碎石等まくという形のもの是可以すると思いますが、正式な転圧をして、きれいに全面を整地まですることはちょっと難しいと思われます。凹凸、水たまり等ないように碎石をまくとか、そういったことはできると思います。

○柴崎議長 いいですか。ありがとうございます。

ほかに質問ある方。よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では私から1点。

ストックの碎石ですとか砂ですとかは、強風で飛んだりとかはしないでしょうか。隣地は畑になっているかと思いますが、とりあえず鉄板で周囲を囲う計画になっておりますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○参考人（F） その辺は、個々に間仕切りも鉄板で囲いますもので、付近に飛ばないように利用いたします。万一飛んだ場合には、十分周りの方に対処するようにいたします。

○柴崎議長 よろしく願いいたします。

○参考人（F） はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、質問ないようなので、本日はどうもありがとうございました。

○参考人（F） どうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、ご質問、ご意見あったらお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 では、確認なんですけれども、砂利道があるというか、そういうときは、借主に何か道路が壊れたときは補修してくれというようなことを農業委員会をお願いしていましたよね。

○柴崎議長 事務局、どうでしたか。

○事務局（青木） 私が来てからは、そういうお願いをしたことはなかったんですけれども、和光市道なので、勝手に補修していいのかどうかというところもあるんで、道路安全課に確認しながら、お願いできるかどうか確認したいとは思っています。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 がらみみたいなもので、勝手に補修してしまった場所があるので、その辺はやっぱりきちっとやってもらわないと、後々皆が困るので、きちんと指導をお願いします。

○事務局（青木） 補修する場合には、きれいな砂でやっていただくというような指導を、道路安全課に確認して、やっていきたいと思います。

○吉田委員 もし補修やってもらうのであれば、ちゃんとした形で、ちゃんとした材料でやってもらうということで指導をお願いします。

○事務局（青木） はい、わかりました。

○柴崎議長 では、その辺、道路安全課と調整してもらって、そういう指示をするようお願いいたします。

○事務局（青木） はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかにご意見をお願いします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案に関しまして、許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①12月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

1番、12月の農業委員会総会の日程について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、協議事項1の12月の農業委員会総会の日程についてですが、1日限定となりますが、12月22日火曜日を提案させていただきます。開始時刻は午前9時半から、もしくは午後2時から、会場は第2委員会室となります。ご協議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○柴崎議長 先月、大体日程は決めていまして、22日、午前と午後がございしますが、どちらがよろしいでしょうか。

（「午前のほうが」の声あり）

○柴崎議長 午前がよろしいですか。

それでは、12月22日火曜日、午前9時半からでお願いいたします。

②1月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、2番、1月の農業委員総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 続きまして、協議事項2の1月の農業委員会総会の日程についてですが、こちらも新年会との兼ね合いで、先に決めさせていただく形になりますが、1日限定となりますが、1月25日月曜日を提案させていただきます。開始時刻は、できれば午後2時からでお願いしたいと思っております。会場は第2委員会室となります。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

1月25日ということで、お願いします。

それから、時間ですが、2時からということでお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、1月25日月曜日2時からでお願いいたします。

③その他

○柴崎議長 続きまして、3番、その他、事務局お願いします。

○事務局(高橋) その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告に移ります。

1番、会長専決。

○事務局(高橋) 続きまして、諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届け出が7件と5条の届け出が6件となっております。今、写真をお回ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真を見ていただきましたが、ご意見、ご質問等あったら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、会長専決については以上といたします。

②その他

○柴崎議長 2番、その他、事務局お願いします。

○事務局(高橋) 続きまして、諸報告2のその他ですが、まず1つ目としまして、「じゃがべえ」の収支報告をさせていただきます。

「じゃがべえ」の製造、販売に携われた皆様、大変お疲れさまでした。

「じゃがべえ」の収支報告につきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますが、簡単にご説明させていただきますと、売り上げが9万4,750円、経費が7万3,351円で、収益が2万1,399円となっております。昨年より売り上げが8,000円増えまして、謝礼が減った分、利益としては去年より1万5,000円ほど多くなったような形になります。

「じゃがべえ」につきましては以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

「じゃがべえ」に関しまして、とりあえずジャガイモなんですが、委員の皆様にご協力いただいた方に関しましては、申し訳ないんですが、謝礼はなしということでお願いいたします。委員の皆さん以外でまたご協力いただいた方に対しては、謝礼を配布しておりますので、よろしくをお願いいたします。

「じゃがべえ」に関しましては、以上でよろしいでしょうか。

来年はどうするかということをもた決めたいと思います。よろしくお願ひします。ご苦勞さまでした。

○事務局（高橋） その他の2つ目、2点目としまして、和光市民まつり農産物共進会の各賞受賞者の報告をさせていただきます。

農産物共進会につきましても、お忙しい中、早朝より搬入作業等にご協力いただきまして、ありがとうございました。

今回の農産物共進会において、特別賞、優秀賞、入賞の各賞を受賞された方のリストをお手元に配付させていただきました。

受賞された方が大勢いらっしゃいますので、恐れ入りますが、受賞者につきましてはその書面でご確認いただき、こちらはリストの配付をもって報告にかえさせていただきます。

以上です。

○柴崎議長 共進会の受賞者なんですが、名簿を見ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では、次お願ひします。

○事務局（高橋） その他の3点目としまして、農業委員会法の改正につきまして、現在までに国・県から示された内容を説明させていただきます。

こちらにつきましては、8月の羽生市で開催された研修会でも委員の皆様にご説明があったかと思いますが、来年4月より農業委員会の改革が行われます。お手元に平成27年9月に農林水産省が作成しました農業委員会法改正についての資料をお配りいたしましたので、ご確認ください。

まず、1ページですが、今回の改革により、農業委員会の業務の重点が農地利用の最適化の推進であることを明確化すること、農業委員の選出方法が変更となること、農地利用最適化推進委員を新設することの3点が大きな変更点となります。

次に、3ページですが、その農業委員の選出方法の変更についてですが、現在の選挙委員、選任委員の制度から公募・推薦の制度へと切り替わります。公募の手続を経た後に、市議会の同意を得て、最終的に市長が任命する形となります。その際、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をできる者を1人以上入れること、それから女性や青年も積極的に登用することが求められます。

続いて、5ページですが、農業委員選出の際には、農業委員の過半を認定農業者が占めることが原則となっております。しかしながら、和光市では農業委員会の設置が義務づけられていないため、この例外に当たり、必ずしも認定農業者は入ってなくてもよいこととなります。

続きまして、7ページ目からの農地利用最適化推進委員についてですが、これにつきましても、農業委員会の設置が義務付けられていないため、例外に当たりまして、最適化推進委員は置かなくてもよいこととなります。

ちなみに、設置する場合は、100ヘクタールに1人の割合で配置することとなっております。

和光市においては、この最適化利用推進委員を設置しないという判断も可能となりますが、この検討が必要となります。

改正後の農業委員数や公募・推薦の方法等につきましては、他市の動向も見きわめつつ、委員の皆様のご意見をいただきながら、これから検討してまいりたいと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

農業委員会法の改正ということで、事務局からただいまの進行状況等を説明していただきました。

和光市に関しましては、再来年の7月が改選になりますので、これからじっくりといろいろなことを決めていただきたいと思うんですが、新座と朝霞は、来年の4月から新体制になりますので、今現在、条例の改正を議会に出すということで動いているということは伺っております。そちらのほうも参考にいたしまして、和光市もこれから変えていきたいと思っております。

何か質問等あったら、お願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 事務局、次お願いします。

○事務局（高橋） 最後になりますが、お手元に2016年版の農業委員手帳をお配りしましたので、ご活用いただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

委員の皆さんから何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

石田委員。

○石田委員 市民まつり、大変お世話になりました。

○柴崎議長 ご苦労さまでした。

○石田委員 明日、市民まつりの実行委員やりました反省会ありますので、もしこういうところというものがあつたら、市民まつり実行委員へお話をさせていただきたいと思うんで、何かありましたら、ぜひ言ってください。よろしくお願いします。

○柴崎議長 石田委員から、市民まつり全体を通してで何かご意見があつたらお願いしたいということなんですが。

田中委員。

○田中委員 皆さん言ったと思うんだけど、農業委員会でやっている「じゃがべえ」というのは、ちょっと周り使えるところがいいかもしれない。隣が開いているところがね。

○柴崎議長 今年は隣のブースとの間に隙間がなかったのですが、いつもはもう少し余裕があるんです。

○石田委員 それでは、場所については、市民まつり実行委員の反省会で、農業委員会の希望を話してみます。

今回は火を使うのにあの狭さは危険なんで、逃げ場がなかったんで、テントの広さがどうこうより、逃げ場がちゃんとあるような形でテントの設定をお願いしようかなということはどうかとおこうとは思っています。

あと、共進会の出入りのとき、搬入の車が市役所の駐車場に入れてもらえなかった場面があつたと聞いております。

○事務局（高橋） 私が確認に行った際には、手前側の広場に入るところと駐車場に行くところで2カ所入口がありまして、もしかしたら、支部長が手前側のところでとめられて、入れないと言われてしまったんじゃないかなということも一部考えられるんですけども、ちょっとその辺は、最初にこちらからガードマンに念を押していなかった部分もありましたので、

来年は始まる前にガードマンのところに行って、改めて入れてもらえるように話はさせていただきます。

○富澤委員 搬入カードについて、周知が行き届いてなかったということでしょうか。

○事務局（高橋） 基本的に駐車場に入るガードマンは、搬入券があれば入れるということは認識はしていたみたいなんですけれども、もしかしたら、ちょっと周知が徹底できていなかった部分もあるかもしれませんので、市民まつりの実行委員会、事務局にも話はしておこうとは思いますが、事務局からも始まる前にちょっと確認はさせていただきたいと思います。

○柴崎議長 よろしくをお願いします。

そのほかございましたら、よろしいですか。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは、閉会いたします。

本日は早朝よりありがとうございました。おかげさまでスムーズに議事進行し、終わらせることができました。

また来月よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時15分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年2月25日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加藤 親次郎

署名委員 山田 春雄